

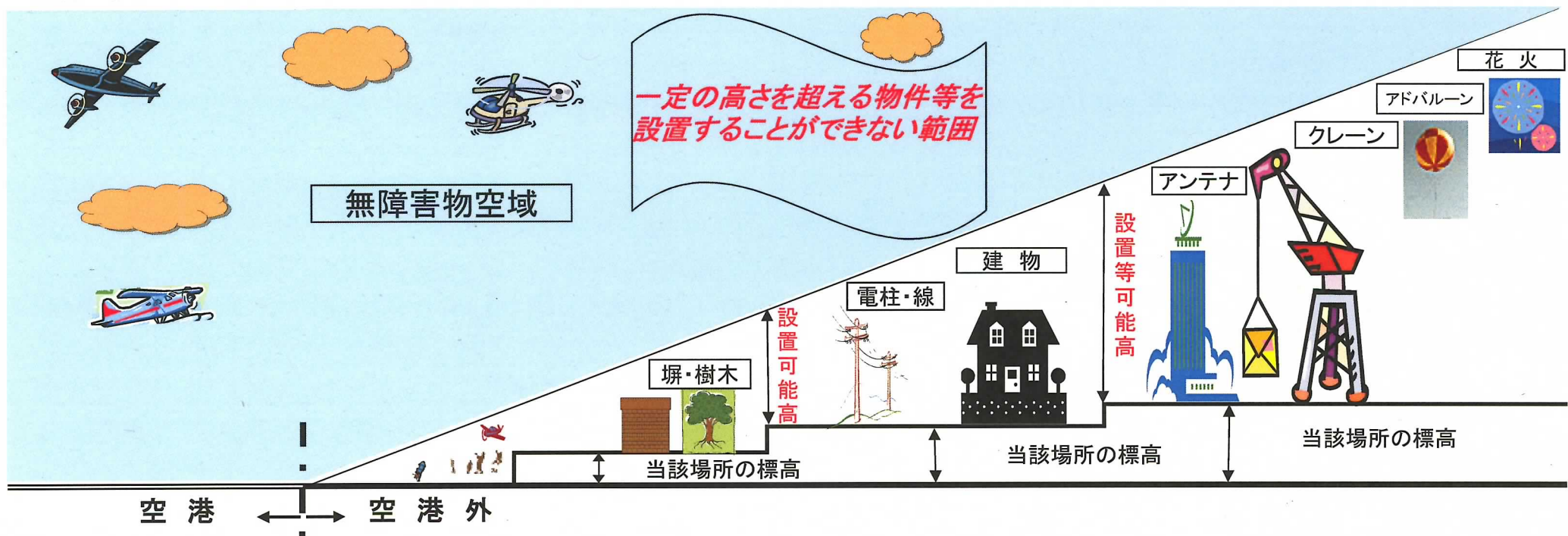
空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、航空法という法律で各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建築物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止しております。なお、各空港ごとに制限表面の範囲が設定されておりますので、国土交通省大阪航空局ホームページをご覧ください。お気軽に下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】国土交通省大阪航空局 TEL 06-6949-6213 FAX 06-6949-6218

【国土交通省大阪航空局ホームページ】 <http://www.ocab.mlit.go.jp/news/limit/>

○空港の標高(海拔)を基準とします【※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。】

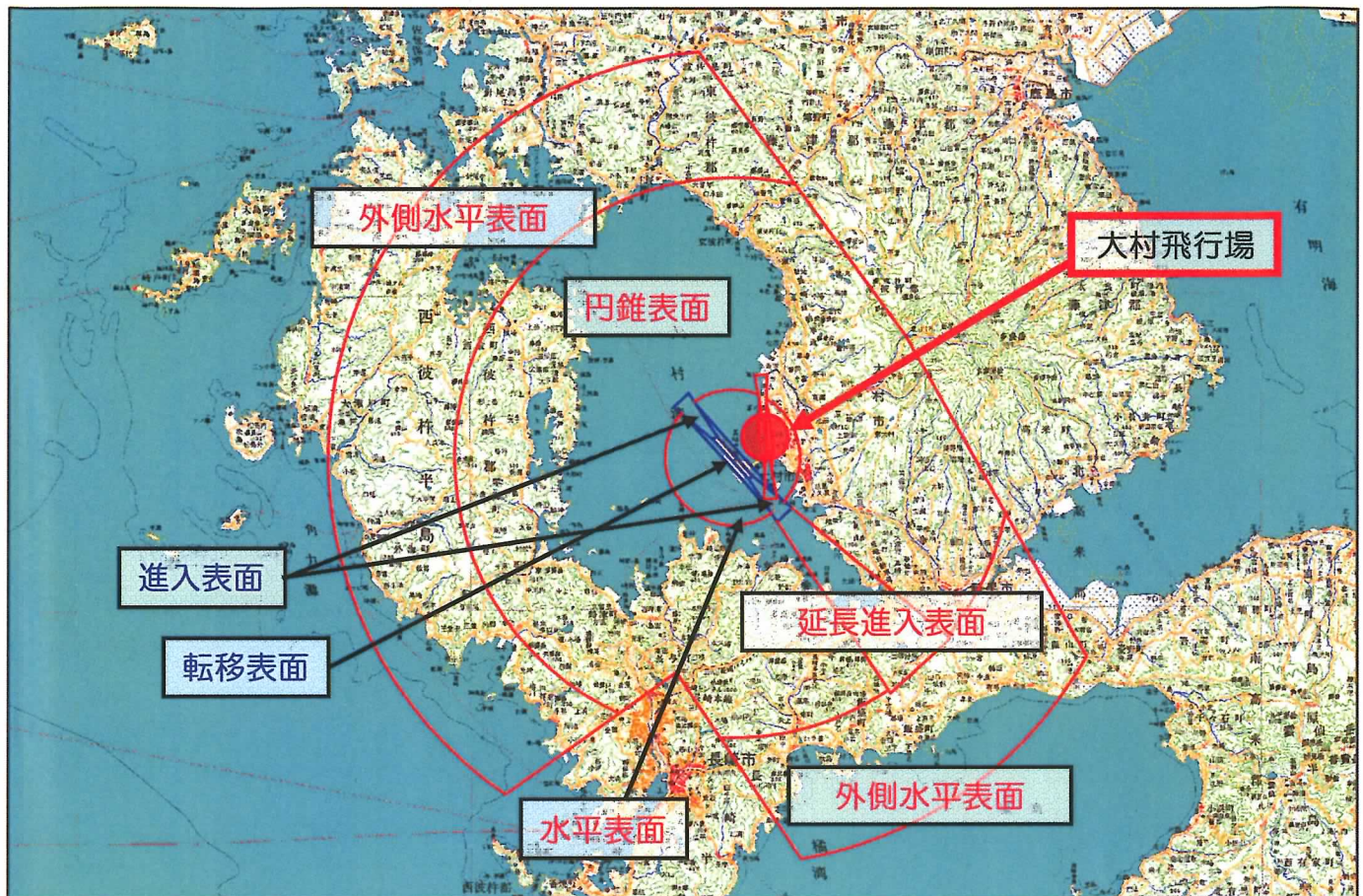


(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。

長崎空港事務所からのお知らせ

長崎空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平成18総複、第819号）」

長崎空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（上の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。この表面を「制限表面」といい、制限表面を突出する物件等を設置することは法律（航空法第49条）で原則禁止されております。

長崎空港周辺において、物件等の設置や工事用クレーンを使用する際は、事前にインターネット上（下記URL）の「長崎空港高さ制限回答システム」において、高さ制限を突出していないかご確認をお願いいたします。

「長崎空港高さ制限回答システム」
<https://secure.kix-ap.ne.jp/nagasaki-airport/>

物件等には、建物（アンテナ・避雷針など屋上に付属する突起物を含みます）・工事用のクレーン・看板・電線・電信柱、あるいは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

また、制限表面の種類が進入表面、延長進入表面、転移表面又は水平表面となっている区域、もしくはそれらの制限表面に近接している区域において、物件等の設置（例：建物の新築・建て替え・改築、またそれに伴う工事等）を予定されている場合は、高さにかかる詳細なご説明をさせていただきますので、長崎空港事務所までご連絡ください。

航空の安全確保を図るため、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の長崎空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ 長崎空港に関するお問い合わせ窓口
国土交通省 大阪航空局 長崎空港事務所
TEL 0957-53-6151 FAX 0957-54-4569

なお、大村飛行場に関する区域については、海上自衛隊大村航空基地への照会が必要となります。

※ 大村飛行場に関するお問い合わせ窓口
海上自衛隊 第22航空群司令部 運用幕僚A
TEL 0957-52-3131（内線213） FAX 0957-52-4510